

平成28年度 第2回

常呂まちづくり協議会資料

- 資料1 常呂まちづくり協議会委員名簿・・・・・・・・・・[P. 1]
- 資料2 北見市合併外部検証会議について・・・・・・・・・・[P. 2]
- 資料3 北見市火葬場整備基本方針検討委員会について・・[P. 4]

常呂まちづくり協議会

常呂まちづくり協議会 委員名簿

区 分	氏 名	所属団体・経歴等	新・再	備考(地区)
関係自治区内 の公共的団体 が推薦する者	いし やま しげ み 石 山 茂 実	常呂町農業協同組合 (参 事)	再	開進町
	こ ばやし ひろ ふみ 小 林 博 文	常呂町PTA連合会 (会 長)	新	弁 天
	しん や ちゆう き 新 谷 有 規	きたみ市商工会 (副会長)	新	弁 天
	の べ しん 野 辺 心	常呂漁業協同組合 (総務部長)	再	開進町
	やま うち ゆり こ 山 内 優里子	北見市第14民生児童委員協議会 (委 員)	新	西 町
	やま もと えい じ 山 本 穎 治	常呂町町内会協議会 (委 員)	再	末 広
識見を有する者	え だ てつ 江 田 哲	常呂カーリング倶楽部理事、 前常呂まちづくり協議会委員	再	豊 川
	すず き みち こ 鈴 木 倫 子	常呂小学校評議員、 前常呂まちづくり協議会委員	再	末 広
	つる が まこ と 敦 賀 信 人	長野五輪カーリング日本代表、 前常呂まちづくり協議会委員	再	栄 浦
	なか むら ひろ ゆき 中 村 弘 幸	ほたてちゃんシールカンパニー理事長	新	栄 町
	ひろ せ ゆり こ 広 瀬 由里子	図書館協議会委員、 前常呂まちづくり協議会委員	再	北進町
	やま うち みつ あき 山 内 光 明	前常呂まちづくり協議会会長	再	土 佐
公募による者	おか だ まり こ 岡 田 真理子	常呂町農業協同組合女性部長	新	岐 卓
	やす だ けいたろう 安 田 圭太郎	前常呂まちづくり協議会委員	再	中央町
	よし だ ふみ え 吉 田 富美江	前常呂まちづくり協議会委員	再	弁 天

【委嘱期間：平成28年6月14日～平成30年6月13日】

北見市合併外部検証会議設置規程

(目的及び設置)

第1条 平成18年3月5日に合併した北見市が、平成27年度をもって合併10周年を迎えるにあたり、本市が進めてきた合併の効果や新市まちづくり計画に掲げられた事業の進捗状況などを検証し、その結果を踏まえて、今後の本市のさらなる発展を図ることを目的とした合併検証作業を行うため、北見市合併外部検証会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 合併検証にかかわる重要事項の審議に関すること。
- (2) 北見市合併検証結果報告書の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) まちづくり協議会委員 4名(各自治区1名)
- (2) 市内関係団体から推薦を受けた者 4名
- (3) 識見を有する者 6名
- (4) 公募による者 2名

3 委員の任期は、委嘱の日から報告書を市長に提出した日までとする。

(オブザーバー)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は、委員のうちから会長が指名してこれを定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長がこれを招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会長に会議の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月6日から施行する。

28 北戸住第 169 号
平成 28 年 6 月 10 日

常呂まちづくり協議会
会長 山内光明 様

北見市長 辻直孝
(市民環境部戸籍住民課)

北見市火葬場整備基本方針検討委員会委員の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げますとともに、平素より市政の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北見市火葬場「やすらぎ苑」は、火葬数が増加する中、受け入れ容量の限界に近い状況にあります。そこで、北見市では、常呂町斎場と留辺蘂町斎場の 2 火葬場を含めた北見市火葬場整備基本方針の策定を進めており、この度、北見市火葬場整備基本方針検討委員会を設置いたします。

検討委員会は学識経験者のほか、各種団体から推薦を受けた方、まちづくり協議会から推薦を受けた方及び一般公募の方を合わせ、20 人程度で構成を予定しています。

つきましては、是非、貴会構成員の中から委員を推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦いただける場合は、同封の推薦書により、団体名、推薦する方の住所、氏名、年齢、性別などを記載し、事務局まで、郵便、ファックス、電子メールでお届けください。6 月 28 日（火）までに、お届けいただければ幸いです。

記

1. 委嘱予定期間 委嘱日から基本方針策定に関する答申終了まで。（7ヶ月程度）
2. 会議開催回数 6 回程度（月 1 回程度）を予定しております。
(平日の開催を予定し、会議は公開で行います。)
3. 報酬 会議開催 1 回につき 3,200 円
(3 時間を越えた場合は 6,400 円)
4. 添付書類
(1) 北見市火葬場整備基本方針検討委員会設置要綱

(2) 北見市火葬場整備計画に係る基礎資料作成業務委託報告書

5. 推薦方法 同封の「委員推薦書」及び「就任承諾書」を6月28日(火)までにご返送くださいますようお願いいたします。
6. その他 委員推薦書等に記載されました個人情報、検討委員会事務以外の目的には使用いたしません。

以上

事務局

北見市市民環境部戸籍住民課やすらぎ苑係

担当：梅田

TEL：25-1122 FAX：31-6553

e-mail:kosekijumin@city.kitami.lg.jp

住所：〒090-8509 北見市大通西2丁目1

北見市火葬場整備基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 火葬場の整備に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を検討するため、北見市火葬場整備基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) その他新火葬場の整備・建設に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について、委員会の意見等を取りまとめ、市長に提言すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長又は副委員長が存在しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項を完了したときに、その効力を失う。

>